

2. 宝暦一揆とその背景

(1) はじめに

高松家墓地は、宝暦四（1754）年に久留米全藩を巻込んだ、全国的に見ても屈指の規模を有する農民一揆の責を問われ、刑死した御原郡先の大庄屋高松八郎兵衛一系の墓所である。井上の高松家は、八郎兵衛尉秀直―八郎右衛門尉常直―與太郎直政と代が続くが、與太郎の子である八郎兵衛の代になり家系は断絶する。墓碑銘を見ても寛延元（1748）年に、八郎兵衛の母で與太郎の妻である壽を埋葬したのを最後としている。

『石原家記』（以下『家記』と略）には、「連々私曲之仕形有之、當春百姓共申出候二付、遂吟味候處其紛無之、役儀をも相勤右體之儀重々不屈之至候、依之死刑被行候」とある。また、『吉田秀文抄寫本』（以下『吉田本』と略）には、「右高松八郎兵衛ハ、大庄屋ニテ勤メ候由咎故、死刑ト申ハヤヤ輕ク候由申伝候也」とある様に、死刑でもその罪は軽すぎると記されており、当墓地の墓石が横転しているのはこの事と関係があるのかも知れない。

井上の高松家を断絶に追いやった宝暦の農民一揆とはどのようなものであったか、以下愚考を展開してみたい。

(2) 一揆発生の要因

一揆発端の直接的な要因は、寶暦四年閏二月廿二日に七代藩主有馬頼僊が藩士及びその召使の男女、農・工・商人、僧侶、神官、浪人にまで「人別銀」という新税の賦課を決定したことによる。その内訳は、藩士は高100俵に付き銀札10匁（約38g）で、その召使男女8歳以上は銀札6匁、寄付のある社寺は100俵に付き銀札10匁で、その召使も家中の者と同様、浪人は上下の差別なく銀札6匁、在町の男女8歳以上は銀札6匁である。

人別銀徴収の理由は、「連々御勝手向不手操二付」、「江戸上方御才覚、色々被相究、可也二御入用相済」、「一兩年米下直、殊更去冬以來より、格段之下直故、……御仕送方も差間」（『家記』）等として藩の台所事情が苦しくなった旨を挙げている。

これに対して、三月七日に寺町徳雲寺の隠居虎堂は願書を差し出して、人別銀の非道を指摘すると共に「当寺出家弟子別当出銀高之儀は拙僧に被仰付被下候様」と訴えている。

人別銀新税の発令から一月程経った3月19・20日頃領内の百姓が騒動し始め、ここに宝暦の一揆が発生する。一揆発生の直接的な要因は、上でみた様に人別銀の賦課決定によるものであるが、間接的には干魃・大雨・冷害・虫害等の天災による農作物収穫量の低下が、農村の疲弊・困窮を招き、また飢饉の引金ともなる。困窮の度合が増大すると、困窮⇔飢饉と言う悪循環

環を繰返し、一揆発生の誘引となっている。全国においても、享保・天明・天保の大飢饉の後には、一揆が多発している。

『浮羽町史』所収の「久留米藩天災・災害年表」をみると、享保17年に大凶作・飢饉が発生し、続いて洪水・暴風雨・大霜等の天災に見舞われ、延享3年から寛延元年には再び大凶作・飢饉が発生し、藩は救済米を出している。また、宝暦一揆の発生2年前、藩は救済米として二万俵供出している（註1）。この様に、享保の一揆後も農山村は疲弊・困窮状態に置かれていた。

凶作であろうと一定の年貢は納めなければならず、小作人・水呑百姓等の貧農においては家族数が増えた分個人の食する量が減少し、間引・身売・姥捨等の人口制限がなされ、貧苦の度を強め没落していった。これとは逆に、大庄屋・庄屋等の富農は、紅花・藍・櫨等の商品作物を作って利益を上げると共に没落農民の土地を吸収・成長し、その格差を広げていった。

また、年貢納税の強化―蔵米上納の際の撰米・俵拵え等が厳しくなり、年貢の増徴がなされた。肥沃な両筑平野を擁する久留米藩ではあったが、極度の藩財政難の打開策として登場した人別銀の賦課決定が、積年の疲弊・強い規制と重複し、ついに一揆が勃発するに至る。

以上、宝暦一揆の発生要因を要約すると、

1. 人別銀の賦課決定
2. 年貢納税の強化
3. 農村内の階層分離
4. 天災・飢饉等による農山村の疲弊・困窮

ということになる。

(3) 一揆の経過と要求内容

一揆の経過に入る前に、百姓一揆の形態分類に付いてふれておきたい。

戦前の一揆研究の代表的なものとしては、黒正厳氏の「百姓一揆年代表」があり、その中で1240件もの百姓一揆を調査・分類され、一揆は逃散・愁訴・越訴・強訴・暴動に分類でき、その前段階のものとして屯集（大勢たむろする状態）、嘯集（大勢集まって騒ぐ状態）を加えられている（註2）。

戦後のものとしては、青木虹二氏の「百姓一揆の年次的研究」が代表的なものであり、黒正氏の分類を踏襲しつつ、不穩・強訴未遂を加えられている（註3）。

一揆の経過を『米府年表』（以下『年表』と略）・『家記』・『吉田本』等から追いながら、青木氏の分類に従うと、

- 1) 不 穩……………一揆の準備段階

不穏とは、一揆に発展する可能性を孕んだ状態であり、一揆に移行する前段階・準備段階として捉えられる。

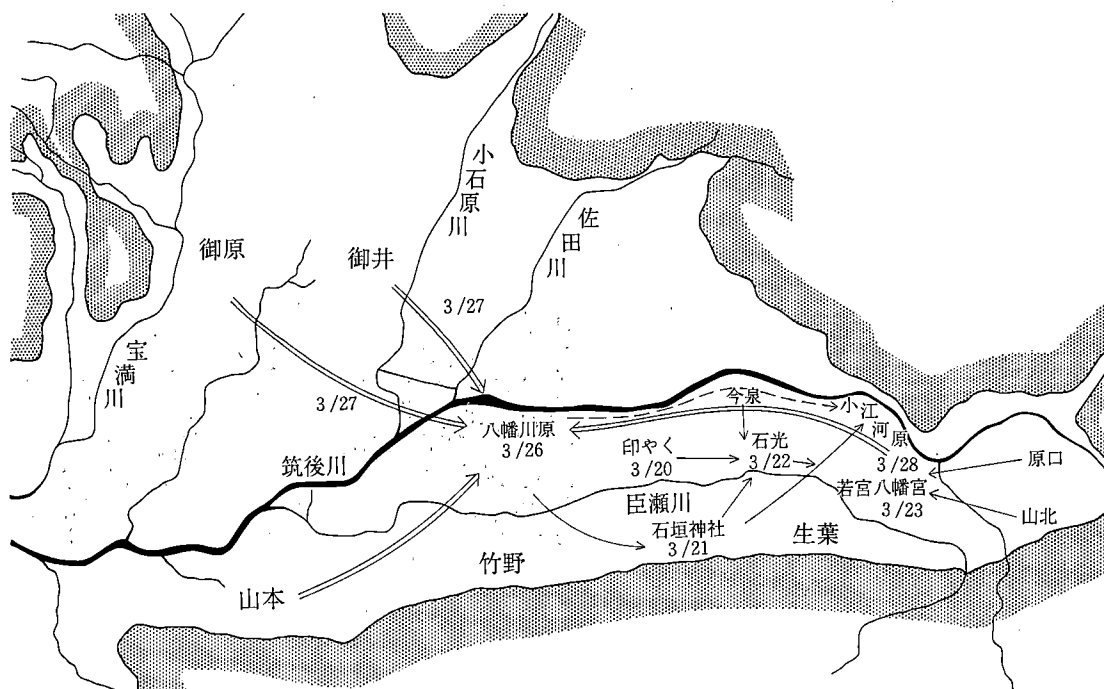
「十九日廿日頃より御郡中より騒動初め、生葉郡より起り竹野山本御原三藩に及ぶ。吉井若宮八幡宮森の内に一村集り」(『年表』)、『吉田本』では「生葉郡ヨリ起り、竹野郡、山本郡、且御井、御原、上妻、下妻、三藩に及ブ……」とある。

「三月廿日夜、竹野郡松門寺付近いんやく(印若)と申す野原へ何方より相集まり候共知らず、時の間に百姓七八百人程相集まり、諸品願之相談す。同廿二日石垣の宮へ千人余り相集まり」(『家記』)とあるように生葉郡の吉井若宮八幡宮境内(吉井町若宮)に農民700~800人が集合し、願書の相談等を行った。これは、青木氏の言う不穏に当り、一揆の準備段階と考えられる。前回の享保一揆においても、生葉郡若宮の森に数度となく集まり、夏秋物成上納の嘆願に付いて相談等の下準備を行っている。

2) 蜂 起………広範囲からの参集段階

隆起とは、一揆参加者が目的地(集合場所)に各地から参集すること。

「廿三日竹野郡を合て一萬三千人、廿四日山本郡を合て三萬人に及ぶ……八幡河原に寄御井御原三萬餘人都合十萬餘人」(『年表』)、「生葉山本竹野比三郡出會二万人程二成」(『家記』)と



第 60 図 一揆行程図

あり、藩内各地から蜂が巣に群がる様に農民が続々と八幡河原に集結した。当時の農村人口は約14万人程で、『年表』や『吉田本』にある十萬餘人という数が正確であるか定かではないものの（註4）、久留米全藩域に及ぶ大規模な一揆であったと言える。

また、「同郡之内不集村々え者、御未廻申と云撫し、発向いたし」（『家記』）とか、「古飯村虎八方へ天狗状到来」、また「雙方ヨリ張紙ニテ應答ニ及候事」（『高橋音門筆記』）とあるように一揆への参加呼掛けには、天狗状・張紙等と呼ばれる文書を秘密裏に回し、不参加の村に付いては破壊する旨の書付けが出される等、組織的に事が運ばれて行ったことが伺える。

以上の事から、上三郡から八幡河原へ集結する頃には、上三郡より扇動者・組織者が送り込まれていたとの指摘がある（註5）。

3) 暴 動（打壊）……破壊を伴った 直接行動

領主に訴状を提出せず、暴利をむさぼる商人や不正を働く村役人（庄屋・大庄屋等）の居宅を破壊する実力行使。

『家記』には暴動の様子を「寺々鐘を撞き、宮々太鼓を打、村貝を吹」とあり、『年表』には「其行装蓑笠に鎌を持ち関を上て大庄屋庄屋用達之者等を打崩」と農民の姿形をリアルに表記している。

『家記』には「家財諸道具、天井板敷打碎、其音すさまし共、言語二絶、天魔化生之所爲ならんと、夥敷震動す。家々之品々、寸々伐折踏崩し、家は柱を切折、かゝすを以巻倒し、尚掛り有柱はり坏之

表11 宝暦一揆年表

	月 日	農 民 の 動 き
全 藩 的 闘 争	2月22日	人別銀出令
	3月20日	竹野郡印若で700～800人集会
	21日	竹野郡石垣新宮社で300人集会
	22日	生業郡・竹野郡田主丸組1200人参集し、示威行動
	23日	生業郡・田主丸組等4000人、吉井町若宮八幡宮参集
	24日	奉行が各郡へ「申触」
	25日	御原郡山隈村立石で井上組の者集会
		御原郡古飯村に天狗状が回り、参集強要
	26日	唐島大庄屋永松八郎次宅を打ち崩す
		上三郡八幡河原へ集結16000～17000人
		江戸・用丸・北野各組西原浜で集会
地 域 的 闘 争	27日	御井・御原より4000人八幡河原へ参集し、 総数21000～22000人になる
		石垣村の小百姓藤四郎、奉行に应答
		八幡河原での総数10万人（米府年表）
		上妻郡吉田山・善蔵塚で2000人参集し、
	28日	福島町の銀札引替場を打ち崩す
		八幡河原の上三郡の農民は小江河原へ移動し、
		途中、田主丸綿屋・吉井町布屋を打ち崩す
		山本郡善導寺で集会
		家老有馬石見、吉井町へ出役
		三浦郡百姓蜂起して、夜明大庄屋等34軒打ち崩す
		上妻郡吉田山5000～6000人参集
		長廷大庄屋宅を打ち崩す
	29日	上妻・下妻郡では、木村大庄屋宅等23軒を打ち崩す
	30日	訴状31通提出
	31日	藩当局「何レモ願之通」として、一揆収束
	4月5日	領内8郡各組が各村にて集会
	～	各所で銀米の差引要求
	24日	諸帳面・家財など破壊し、打ち崩す
	5月3日	～
	28日	生業郡星野村等各地で集会



吉井町若宮八幡宮境内

類まで、斧なた段切鋸二で残所なくすたす
た二なし、屋敷内外諸木を伐倒し、踏折、
或は焼捨候、下民ヶ様二騒亂あばれ候儀、
前代未聞の無き事二候」と打壊の物凄さを
記している。

今回は、大庄屋・庄屋・商人の居宅を打
壊すという実力行使に出ており、貧農と富
農（大庄屋・庄屋等）との確執が深まった
結果とも取れよう。また、打こわしは上

妻・下妻・三瀨の下三郡、特に三瀨郡（35軒）に多発しており、一揆発生の根源地である生
葉・竹野・山本の上三郡においては、大庄屋宅1軒・商人宅2軒に過ぎず、御井・御原の両郡にお
いては一軒の打こわしもなかった。

表12 打ち壊された家数一覧表

郡 種別	全 落 的 闘 争 段 階								局 地 的	
	生葉	竹野	山本	御井	御原	上妻	下妻	三瀨	計	闘争段階
大庄屋		1				6	1	5	13	
庄屋						4	2	3	9	3
長百姓								12	12	3
商人層	1	1				6		6	14	
印銭方								4	4	
芝居所								1	1	
その他						3		4	7	
計	1	2	0	0	0	19	3	35	60	6

4) 強 訴………訴状の強要

訴状は願文形式を取るが、数にものを言わせて領主に強引に訴えや要求内容を認めさせよう
とすること。また、正規の誓願手続きを踏まず、より上位の領主や役所に訴え出ることを越訴
と言い、これには直訴も含まれる。

以上、不穏・蜂起・暴動・強訴の4段階において、当一揆の経過を概観してきたが、必ずしも
段階を経て起こるものではなく、様々な要因により種々のパターンが想定でき、例えば打こわ
しと強訴は同時に起こる場合もあり、また、不穏と蜂起の線引きも明確にすることは難しい。

次に、一揆の目的である要求内容についてみていくことにしよう。

『高橋音門筆記』によると、「小江濱堤筋へ罷出、書付相々改受取候、生葉、山本、御井、
御原、箇條ヲ以相願候書付六通并小書付等二十五通都テ三十一通也」と記され、上三郡・両郡
の願書6通、小書付等が25通の合計31通が提出されたとある。

『久留米市史』によると、農民側が提出した訴状には、現在7通が知られており、その内2通
には藩回答が付いているとして、農民の要求事項を

1. 人別銀、諸運上銀等の減免
2. 物成りの減免、御囲米・撰米等の撤廃
3. 穀物・紅花・藍等の移出入の自由化、紅花・染藍問屋の廃止
4. 大庄屋・庄屋の罷免
5. 夫役、肥料・牛馬飼料の下草刈り、用水等に関して

以上の、5項目に整理されており（註6）、詳細は同書を参照されたい。

今回の百姓一揆は、直接的には「人別銀」に反対して起こしたもので、要求事項の第一義に置かれるものである。御囲米・撰米等の撤廃要求に関しては、藩の厳しい撰米や俵拵らえの結果、「一俵四斗餘にも相當」(『年表』) するとして、本来の上納米の分量(一俵三斗三升)よりも1.2割の増徴になった事を理由としている。

前回の享保一揆では見られなかった要求事項として、大庄屋・庄屋の罷免要求がある。『年表』には、「大庄屋事耕作之長に被立置候へ共耕作御上納餘分を考も不仕剩御物成御免相極百姓中零落困窮……近年行跡私慾得方……」と大庄屋を非難している。大庄屋は農民にあっても苗字・帯刀・給米等の特権を有し、藩と農村との橋渡しの存在であったのが、藩との繋りが強固になり農村支配機構の一環を担うものに変容し、貧農と富農の格差が開いた結果が、大庄屋・庄屋の罷免要求として具現化したものと考えられる。

(4) 宝暦一揆の特色とその意義

宝暦一揆は、前回の享保一揆とは質・量共に大きく異なる。両者の比較検討において、宝暦一揆の持つ特色と意義をまとめてみる。

1. 全藩的規模の一揆

前回の一揆は、上三郡中心の5700人程度の決起であったのが、今回は久留米藩内全域に及ぶ10万人規模の決起となった。前回の経験を踏まえ、組織的な行動を起こしている。宝暦の一揆は、3月20日の竹野郡いんやくにおける農民集会から三月末の藩回答までを全藩的闘争とみなせ、4月4日から5月末までの村役人層の不正を追求する闘争を局地的闘争と言え、頻繁に打ちこわしがなされた。

2. 闘争方法の変化

前回の一揆が奉行に直訴するという越訴形態を取っていたのに対し、今回は打ちこわし・家財没収等の暴力行為に及んでいる。また、『久留米騒動記』では、農民と鎮圧に当たった城兵との間に激しい戦闘があったと記しているが、向江氏は言下に否定されている(註7)。

3. 指導者層の変化

先にも述べたように、天災・飢饉等により農村の疲弊・困窮化が進む中、没落農民の富農による吸収や特産商品作物の流通は、富農の肥大化に拍車をかけ両者の確執を深めたと考えられ、大庄屋・庄屋の居宅が打ちこわしにあったのも首肯できよう。

表13 処罰者数一覧表

種別 郡	第一 次 (8月27日)						第二次	
	百 姓	大庄屋	庄 屋	その他	合計	死刑	死 刑	
生 葉	33		1		34	4	1	
竹 野	45		3		48	7	4	
山 本	14				14	1		
御 井	9	1		1	11		1	
上 原	6	1	6	1	14	4	3	
下 妻	16		1		17	1	5	
三 瀧	1				1			
	8			2	10	1	5	
計	132		11	4	149	18	19	

また、『石原家記』や『寶曆四年甲戌歲騷御誓詞』で処罰された者を見ると、圧倒的に農民が多く、処罰された大庄屋・庄屋は農民の1/10程度に過ぎない。前回では農民とほぼ同一な路線を走っていたが、今回は鉾先が大庄屋・小庄屋に向けられ、闘争を指導したのは下層農民と考えられる。

4. 獲得項目

全藩的一揆の結果、農民側は人別銀の廃止、諸運上銀の減免、御囲米・撰米・大庄屋増給米等の廃止を獲得した。しかし、穀物・紅花・藍等の移出入の自由化、紅花・染藍問屋の廃止、大庄屋・庄屋の罷免等の要求に付いては叶わなかった。

(5) おわりに

宝暦一揆は、久留米藩内を震撼させた大規模な一揆であり、闘争の結果多くの犠牲者を出したが、人別銀の廃止をはじめとして多くの要求を勝ち得た。一揆後は、一揆の後半にみられた局地的闘争形態が、文化・文政・天保年間の村方騒動へ受け継がれていく。

農民は武士を頂点とした封建社会の身分制度上においては、武士に次ぐ位でありながら、その実態は一握りの特権階級が大多数の農民の上に君臨するもので、常にヒエラルキーの底辺において厳しい年貢徴収・様々な規制の枠内での生活を余儀なくされた農民の怒りが一揆という形で噴出したと言えよう。

(田中康信・小田和利)

註 1 浮羽町 1988 浮羽町史上巻

註 2 黒正巖 1938 百姓一揆年代表 経済史研究第17巻3号

註 3 青木虹二 1966 百姓一揆の年次的研究

註 4 向江強氏は5万人程と推測されている。「宝暦四年久留米藩の農民闘争」(九州近世研究叢書9所収)

註 5 久留米市 1981 久留米市史第二巻

註 6 註5文献に同じ

註 7 註4文献に同じ

米府年表(久留米市役所 1932 久留米市史下巻所収)

石原家記(福岡縣 1933 福岡縣史資料第二輯所収)

吉田秀文抄寫本(福岡縣 1932 旧久留米藩百姓一揆ニ関スル調査所収)

高橋音門筆記(福岡縣 1932 旧久留米藩百姓一揆ニ関スル調査所収)